平成 25 年２月 12 日

各　　位

会　社　名　　株式会社エフティコミュニケーションズ
代 表 者 名　　代表取締役社長　　平﨑　敏之
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号：２７６３）
問 合 せ 先　　執行役員ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ統括部長　山本　博之
電　　話　　０３（５８４７）２７７７（代表）

株式会社光通信による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 25 年２月 12 日開催の当社取締役会において、株式会社光通信（以下「公開買付者」という。）による当社普通株式（下記、「２．公開買付者が買付け等を行う株券等の種類」にて定義しております。以下同じ。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に関して、賛同の意見を表明するとともに本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社と公開買付者は、本公開買付けの成立後においても、当社普通株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

記

１．公開買付者の概要

（１）	商号		株式会社光通信
（２）	本店所在地		東京都豊島区西池袋一丁目４番 10 号
（３）	代表者の役職・氏名		代表取締役社長 玉村 剛史
（４）	事業内容		移動体通信事業、OA 機器販売事業、固定回線取次事業、法人向け携帯電話販売事業、インターネット関連事業、保険代理店事業、ビジネスソリューション事業、他
（５）	資本金の額		54,259 百万円（平成 24 年９月 30 日現在）
（６）	設立年月日		昭和 63 年２月５日
（７）	大株主及び持株比率 （平成 24 年９月 30 日現在）		有限会社光パワー　20,354 千株　（比率 34.88%） 株式会社　光通信　9,192 千株　（比率 15.75%） 重田 康光　7,373 千株　（比率 12.64%）
（８）	公開買付者と当社の関係等	資本関係	公開買付者は、同社の連結子会社が所有する当社普通株式を含め、30,800 株（うち、間接所有分 12,900 株）を所有しております。
		人的関係	該当事項はございません。
		取引関係	当社は、公開買付者及びその関係会社と販売代理店契約を締結し、取扱商材に関して取引関係があります。
		関連当事者への該当状況	当社は公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

２．公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

普通株式（以下「当社普通株式」という。）

３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（１）意見の内容

当社は、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「（２）意見の根拠及び理由」に基づき、賛同の意見を表明するとともに本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

（２）意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、現在、当社普通株式 17,900 株（所有割合（注１）にして 14.71%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、公開買付者の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが、本日現在、当社普通株式を 12,900 株（所有割合にして 10.60%）所有しており、同社と公開買付者が所有する当社普通株式の合計は、30,800 株（所有割合にして 25.31%）となり、当社を持分法適用関連会社としております。

この度、公開買付者は平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、公開買付者並びに公開買付者の連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業集団（以下「公開買付者グループ」という。）と当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という。）との資本提携・業務提携関係をより一層強固なものとすることを目的として、15,600 株（所有割合にして 12.82%）を上限として当社普通株式を取得することを企図し、当社普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持しながら緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えているとのことです。

本公開買付けは特定の相手先からの当社普通株式の取得を目的としたものではなく、公開買付者は、本公開買付けの結果、公開買付者グループと当社グループの資本提携・業務提携関係がより強く、緊密なものとなることを企図しており、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定していないとのことです。

一方で、公開買付者は、当社との間での資本関係の強化を企図しつつも当社普通株式の上場並びに当社の上場会社としての独立性と事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、また、当社の代表取締役である平﨑敏之（所有する当社普通株式の数 6,184 株、所有割合にして 5.08%）及び当社の取締役である畔柳誠（所有する当社普通株式の数 16,953 株、所有割合にして 13.93%）が引き続き当社普通株式を所有し、当社の経営に当たっていくことが予定されていることから、公開買付者の当社に対する株式保有比率は一定の範囲にとどまっていることが望ましいと考えているとのことです。したがって、本公開買付け後において当社が公開買付者の連結の範囲に入ることがなく、かつ、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合において３分の２を超えない）範囲での当社普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を 15,600 株（所有割合にして 12.82%）と設定しているとのことです。

本公開買付け後に、公開買付者が所有することとなる当社普通株式の数は最大で 33,500 株（所有割合にして 27.52%）、公開買付者と株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる当社普通株式の数は最大で合計 46,400 株（所有割合にして 38.12%）であり、当社が公開買付者の連結子会社となることはありません。また、本公開買付けにより 15,600 株の買付け等を行

った後における公開買付者及び特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は最大で63.90%（76,524個）（注２）です。

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」という。）を128,400円としております。本公開買付価格は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「大証JASDAQ」という。）における平成25年２月８日（本公開買付けの公表日の前営業日）の当社普通株式の終値（107,000円）に20%のプレミアムを付した価格であります。

（注１）所有割合は、当社が平成25年２月12日付で提出した第28期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（112,985株）に、当社が平成24年７月30日付で提出した第27期有価証券報告書に記載された平成24年３月31日現在の全ての新株予約権（平成24年４月１日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権（2,917個）及び第10回新株予約権を除きます。）の目的となる株式の数の合計数（7,876株）及び当社が平成24年８月10日付で提出した第28期第１四半期報告書に記載された平成24年５月18日発行に係る当社の第10回新株予約権(平成24年６月５日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権（200個）を除きます。）の目的である当社普通株式の数（850株）を加算した数（121,711株）に占める所有株式数の割合です。

（注２）本公開買付けにおいては、株式会社ハローコミュニケーションズが所有する当社普通株式以外の各特別関係者の所有株券等（ただし、特別関係者である当社が所有する自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は63.90%を下回ることとなります。

②公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「より的確に」お届けする事業体制を構築してきたとのことです。公開買付者は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しているとのことです。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善及び適正維持に努めてきたとのことです。

一方、当社は、昭和60年に家庭用ホームテレホンの販売を目的にファミリーテレホン株式会社として設立し、平成13年には『コミュニケーションで新たな価値を創造する』ことを理念に、現在の株式会社エフティコミュニケーションズへ商号を変更しております。

その後、当社は、平成16年にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしており、「中小企業支援カンパニー」としてビジネスホン、OA機器、WEB商材、ISP、光ファイバー回線サービス、携帯電話、LED照明等の情報通信機器をはじめとする様々な商材の販売及びサービスの提供をしております。

公開買付者は、当社との間で、平成18年11月20日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結し、平成18年12月26日付にて第三者割当増資により3,500株の当社普通株式を引受け、公開買付者の有する営業販売力や人材教育ノウハウと、当社の有するフランチャイズビジネス基盤や人的資源を相互に提供しあい、効果的な営業拡大と利益の増大を目指してまいりました。さらに、公開買付者は、平成20年８月29日付にて当社普

通株式14,400株の第三者割当増資を引き受け、当社の業績拡大と財務体質の改善による企業価値向上に協力するなど、資本及び業務面において、当社と協力的な提携関係を築いてまいりました。さらに、公開買付者の連結子会社であり固定回線関連事業を手掛けている株式会社ハローコミュニケーションズが、平成21年7月31日付にて当社普通株式12,900株の第三者割当増資を引き受け、固定回線サービスやインターネット接続サービスを中心とする取扱商材の拡大、取引条件向上による業績向上などに努め、一定の成果を残しました。

平成24年5月頃からは、互いの企業価値のさらなる向上を実現するため、より緊密な資本関係の構築を実施するための協議を両者間で行ってまいりましたが、その具体的な実施措置について、考えられる種々の手段・方法のメリット・デメリット等を勘案し、検討を重ね、公開買付者としては、今般、公開買付けの方法を選択したとのことです。

なお、資本関係強化策としては、第三者割当増資の実施も一つの方法ではありますが、公開買付けの方法は、第三者割当増資の方法に比して、公開買付者以外の当社の株主の皆様にとっていわゆる「希薄化」が生じないこと、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して平等に売却の機会が提供される等、当社の少数株主の皆様にとって望ましい側面があるとのことです。また、公開買付者としては、変化が激しく進化・展開のスピードの速い情報通信関連の事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えているところ、これらの要請を満たすために適切な資本関係強化策は公開買付けの方法であると判断したことから、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至ったとのことです。

③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

前述のとおり、当社グループ及び公開買付者の属する情報通信業界は、顧客の多様化・高度化するニーズに対応しうる柔軟性及び機動力を有する企業のみがその成長が見込めるという厳しい競争環境にあります。当社グループも、ビジネスホン・OA機器等情報通信機器販売を主要ドメインとしつつも、LED照明等環境関連事業にも積極的に取り組み、事業領域を拡大する経営戦略を取ることにより、情報通信業界の中で「中小企業支援カンパニー」として顧客及び株主等ステークホルダーからの一定の評価を得ることができました。

しかしながら、上記の柔軟性及び機動力を保持していくには、新商材の開発や取扱商品の多様化に加え、事業ドメインの多様化も不可欠と認識しております。

この点、公開買付者は、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、当社グループは、公開買付者から新しいノウハウの提供や人事交流を通じて当社グループの更なる成長機会を獲得することが期待でき、また、事業ドメインの多様化にも資すると考えております。

このように、当社グループを取り巻く環境を総合的に勘案すると、公開買付者との関係強化は、「既存事業におけるマーケットシェアの拡大、ストック収益の積み上げを実施し、「あるべき姿」を早期に実現する」という、当社の経営戦略とも合致するものであり、当社にとってはこれまで以上に事業に専念し、当社グループの掲げる中長期目標である「営業利益100億円」達成に集中できる環境が整うことは、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであることから、当社における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社と公開買付者との関係強化を通じて、当社が公開買付者とともに情報通信業界の更なるシェア拡大を目指していくことが当社にとって最善の選択であるとの認識に至りました。

当社取締役会は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「（５）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」という。）より取得した当社の株式価値算定書、早坂・早稲本法律事務所からの、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定

の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえた上で、本公開買付けに関する諸条件や、公開買付者の代理店網を活用したビジネスホンやLED照明販売の拡大、公開買付者との取引条件の良化、公開買付者の有する社会的信用力と取引基盤を活用した当社グループの信用力向上といった当社と公開買付者との関係強化により得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年２月12日開催の取締役会において、取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。また、上記当社取締役会にはすべての監査役が審議に参加し、審議に参加したすべての監査役が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

本公開買付けによって、当社の株主の皆様は当社普通株式を売却する機会を得ることとなりますが、当社の株主の皆様が本公開買付けに対して応募しないことも可能です。また、公開買付者によれば、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものではないとのことですので、現時点においては、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証 JASDAQ において売却する機会が維持されることが予定されております。

なお、本公開買付価格については、下記、「（５）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置　①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のDCF法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、当社普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分に勘案する必要があること、上記のとおり当社の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する当社普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証 JASDAQ において売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、当社取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。

（３）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

当社普通株式は大証 JASDAQ に上場しております。本公開買付けにおいては、15,600株（所有割合にして 12.82%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、公開買付者が所有する当社普通株式の数は、最大で33,500株（所有割合27.52%）（公開買付者と公開買付者の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる当社普通株式の合計数は、最大で46,400株（所有割合にして38.12%））にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

（４）いわゆる二段階買収に関する事項

該当事項はございません。

（５）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、現在において公開買付者の連結子会社ではありませんが、公開買付者ならび公開買付者の子会社である株式会社ハローコミュニケーションズは、当社普通株式30,800株（所有割合：25.31%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としていることから、当社及び公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式の１株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」という。）の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を

担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるプルータスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年２月８日にプルータスから株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

プルータスは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

プルータスは、市場株価基準法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っております。

上記各手法において算定された当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	61,840円から107,000円
DCF法	190,268円から191,931円
類似会社比較法	124,350円から153,683円

（ｉ）市場株価基準法

市場株価基準法では、算定基準日を平成25年２月８日として、大証JASDAQにおける当社普通株式の基準日終値（107,000円）、過去１ヶ月間の終値の単純平均値（97,605円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））、過去３ヶ月間の終値の単純平均値（80,414円）及び過去６ヶ月間の終値の単純平均値（61,840円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を61,840円から107,000円と算定しております。

（ⅱ）DCF法

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年３月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を190,268円から191,931円までと算定しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

（ⅲ）類似会社比較法

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式１株当たり株式価値を124,350円から153,683円までと算定しております。

②公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、当社普通株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」という。）から平成25年２月８日付で株式価値算定書を取得し、その参考としているとのことです。

なお、公開買付者はアメリカン・アプレーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社普通株式に係る株式価値の算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された当社普通株式１株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	80,414円から107,000円

類似上場会社比較法　　135,749 円から 156,867 円
DCF 法　　77,653 円から 183,242 円

（ｉ）市場株価法

平成 25 年２月８日を基準日として、大証 JASDAQ における当社普通株式の基準日終値（107,000 円）、過去１ヶ月間の終値の単純平均値（97,605 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の計算について同じ。））及び過去３ヶ月間の終値の単純平均値（80,414 円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を 80,414 円から 107,000 円と算定しているとのことです。

（ｉｉ）類似上場会社比較法

当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式１株当たり株式価値を 135,749 円から 156,867 円までと算定しているとのことです。

（ⅲ）DCF 法

当社の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年３月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、１株当たりの株式価値を 77,653 円から 183,242 円と算定しているとのことです。

公開買付者は、上記のアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、公開買付者グループと当社グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による当社の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の株式の市場株価の直近１ヶ月間の動向等を総合的に勘案し、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において最終的に本公開買付価格を 128,400 円とすることに決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である１株当たり 128,400 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 25 年２月８日の大証 JASDAQ における当社の普通株式の終値 107,000 円に対して 20%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じ。）、過去１ヶ月間（平成 25 年１月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値 97,605 円に対して 31.55%、過去３ヶ月間（平成 24 年 11 月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値 80,414 円に対して 59.68%、過去６ヶ月間（平成 24 年８月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値 61,840 円に対して 107.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである早坂・早稲本法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、プルータスより取得した当社の株式価値算定書、早坂・早稲本法律事務所からの、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言その他の関連資料等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、公開買付者の有する社会的信用力と取引基盤を活用することで、当社の信用力向上による金融機関との取引安定化といった効果を享受することも可能となるなど、当社にとっての最善の選択であり、本公開買付けについて、当社の企業価値を高め、

ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしております。

さらに、上記当社取締役会にはすべての監査役が審議に参加し、審議に参加したすべての監査役が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

４．公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はございません。

５．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はございません。

６．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はございません。

７．公開買付者に対する質問

該当事項はございません。

８．公開買付期間の延長請求

該当事項はございません。

９．今後の見通し

（１）本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「３．（２）意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」、「３．（３）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無」及び「３．（４）いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。

（２）今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以　上

（参考）買付け等の概要【別添】

公開買付者が本日公表した添付資料（「株式会社エフティコミュニケーションズ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

平成 25 年２月 12 日

会　　社　　名　株式会社光通信
代表者の役職氏名　代表取締役社長　玉村剛史
（コード番号：9435 東証第一部）
問い合わせ先　広報・IR課
TEL　０３－５９５１－３７１８

各　位

株式会社エフティコミュニケーションズ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社光通信（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成25年２月12日開催の当社の取締役会により、以下の通り、株式会社エフティコミュニケーションズ（本社：東京都中央区、代表取締役社長：平﨑 敏之、大証JASDAQ コード番号：2763　以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

（１）本公開買付けの概要

当社は、OA 機器、電話機等の販売及びリースを主たる目的として昭和 63 年２月に設立された会社であり、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を 17,900 株（所有割合（注１）にして 14.71％（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、当社の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが、本日現在、対象者普通株式を 12,900 株（所有割合にして 10.60％）所有しており、同社と当社が所有する対象者普通株式の合計は、30,800 株（所有割合にして 25.31％）で、対象者は当社の持分法適用関連会社です。

当社は、下記「（２）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、平成 25 年２月 12 日、同日開催の当社取締役会にて、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業集団（以下「当社グループ」といいます。）と対象者及びその連結子会社（以下「対象者グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係をより一層強固なものとすることを目的として、15,600 株（所有割合にして 12.82%）を上限として対象者普通株式を取得することを企図し、対象者普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定しました。

また、本公開買付けは特定の相手先からの対象者普通株式の取得を目的としたものではなく、当社は、本公開買付けの結果、当社グループと対象者グループの資本提携・業務提携関係がより強く、緊密なものとなることを企図しており、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しておりません。

一方で、当社は、対象者との間での資本関係の強化を企図しつつも対象者普通株式の上場並びに対象者の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、また、対象者の代表取締役である平﨑敏之氏（所有する対象者普通株式の数 6,184 株、所有割合にして 5.08%）及び対象者の取締役である畔柳誠氏（所有する対象者普通株式の数 16,953 株、所有割合にして 13.93%）に引き続き対象者普通株式を所有し、対象者の経営に当たっていただくことを予定していることから、当社の対象者に対する株式保有比率は一定の範囲にとどまっていることが望ましいと考えております。したがって、本公開買付け後において対象者が当社の連結の範囲に入ることがなく、かつ、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合（下記２．（６）にて定義を記載しております。）において３分の２を超えない）範囲での対象者普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を 15,600 株（所有割合にして 12.82％）と設定しております。本公開買付け後に、当社が所有することとなる対象者普通株式の数は最大で 33,500 株（所有割合にして 27.52％）、当社と株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる対象者普通株式の数は最大で合計 46,400 株（所有割合にして 38.12％）であり、対象者が当社の連結子会社となることはありません。また、本公開買付けにより 15,600 株の買付け等を行った後における当社及び特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は最大で 63.90%（76,524 個）（注２）です。

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 128,400 円としております。本公開買付価格は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（ス

タンダード）（以下「大証 JASDAQ」といいます。）における平成 25 年２月８日（本公開買付けの公表日の前営業日）の対象者普通株式の終値（107,000 円）に 20%のプレミアムを付した価格であります。

なお、対象者が平成 25 年２月 12 日に公表した「株式会社光通信による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者グループが属する情報通信業界においては顧客の多様化・高度化するニーズに対応しうる柔軟性及び機動力を有する企業のみがその成長が見込めるという厳しい競争環境にあり、対象者グループも、ビジネスホン・OA 機器等情報通信機器販売を主要ドメインとしつつも、LED 照明等環境関連事業にも積極的に取り組み、事業領域を拡大する経営戦略を取ることにより、情報通信業界の中で「中小企業支援カンパニー」として顧客及び株主等ステークホルダーからの一定の評価を得ていたものの、上記の柔軟性及び機動力を保持していくには、新商材の開発や取扱商品の多様化に加え、事業ドメインの多様化も不可欠と認識しているとのことです。この点、当社は、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、対象者グループは、当社から新しいノウハウの提供や人事交流を通じて対象者グループの更なる成長機会を獲得することが期待でき、また、事業ドメインの多様化にも資すると考えているとのことです。このように、対象者グループを取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との関係強化は、「既存事業におけるマーケットシェアの拡大、ストック収益の積み上げを実施し、「あるべき姿」を早期に実現する」という、対象者が掲げる経営戦略とも合致するものであること、そして、これにより、対象者がこれまで以上に既存事業に専念し、対象者グループの掲げる中長期目標である「営業利益 100 億円」達成に集中できる環境を整えられることは、対象者のあらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、対象者と当社との関係強化を通じて対象者が当社とともに情報通信業界の更なるシェア拡大を目指していくことが、対象者にとって最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会（以下「対象者取締役会」といいます。）は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対して対象者普通株式の価値の算定を依頼し、平成 25 年２月８日付でプルータスから株式価値算定書を取得しているとのことです（なお、対象者は、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。プルータスによる株式価値算定書においては、市場株価基準法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）及び類似会社比較法の３つの方法により株式価値算定が行われており、上記各手法において算定された対象者普通株式１株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ 61,840 円～107,000 円、190,268 円～191,931 円、124,350 円～153,683 円とされているとのことです。

(i)市場株価基準法

平成 25 年２月８日を基準日として、大証 JASDAQ における対象者普通株式の基準日終値(107,000 円)、過去１ヶ月間の終値の単純平均値（97,605 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））、過去３ヶ月間の終値の単純平均値(80,414 円)及び過去６ヶ月間の終値の単純平均値(61,840 円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を 61,840 円から 107,000 円と算定しているとのことです。

(ii)DCF 法

対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年３月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲を 190,268 円から 191,931 円までと算定しているとのことです。なお、DCF 法による分析に用いた対象者の平成 26 年３月期以降の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

(iii)類似会社比較法

対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たり株式価値を 124,350 円から 153,683 円までと算定しているとのことです。

対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、プルータスより取得した対象者普通株式の株式価値算定書、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである早坂・早稲本法律事務所からの本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、当社の代理店網を活用したビジネスホン、LED 照明販売の拡大、当社との取引条件の良化、当社の有する社会的信用力と取引基盤を活用した対象者グループの信用力向上といった対象者と当社が資本関係を強化することによ

り得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、対象者の全取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、対象者取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。もっとも、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するものであり、また、本公開買付価格は上記に記載の DCF 法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、対象者普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分に勘案する必要があること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証 JASDAQ において売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

（注１）所有割合は、対象者が平成 25 年２月 12 日付で提出した第 28 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（112,985 株）に、対象者が平成 24 年７月 30 日付で提出した第 27 期有価証券報告書に記載された平成 24 年３月 31 日現在の全ての新株予約権（平成 24 年４月１日から平成 24 年 12 月 31 日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、2,917 個とのことです。）及び第 10 回新株予約権を除きます。）の目的となる株式の数の合計数（7,876 株）及び対象者が平成 24 年８月 10 日付で提出した第 28 期第１四半期報告書に記載された平成 24 年５月 18 日発行に係る対象者の第 10 回新株予約権（平成 24 年６月５日から平成 24 年 12 月 31 日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、200 個とのことです。）を除きます。）の目的である対象者普通株式の数（850 株）を加算した数（121,711 株）に占める所有株式数の割合です。

（注２）本公開買付けにおいては、株式会社ハローコミュニケーションズが所有する対象者普通株式以外の各特別関係者の所有株券等（ただし、特別関係者である対象者が所有する自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は 63.90％を下回ることとなります。

（２）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

①本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和 63 年の設立以降、OA 機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「より的確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。当社は、平成 11 年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しております。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、昭和 60 年に家庭用ホームテレホンの販売を目的にファミリーテレホン株式会社として設立されました。平成 13 年には「コミュニケーションで新たな価値を創造する」ことを理念に、現在の株式会社エフティコミュニケーションズへと商号を変更し、平成 16 年にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所 JASDAQ 市場）に株式上場を果たしており、「中小企業支援カンパニー」として、ビジネスホン、OA 機器、WEB 商材、ISP、光ファイバー回線サービス、携帯電話、LED 照明などの情報通信機器をはじめとする様々な商材の販売及びサービスの提供をしております。

当社は、対象者との間で、平成 18 年 11 月 20 日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結し、平成 18 年 12 月 26 日付にて第三者割当増資により 3,500 株の対象者普通株式を引受け、当社の有する営業販売力や人材教育ノウハウと、対象者の有するフランチャイズビジネス基盤や人的資源を相互に提供しあい、効果的な営業拡大と利益の増大を目指してまいりました。さらに、平成 20 年８月 29 日付にて 14,400 株の第三者割当増資を引き受け、対象者の業績拡大と財務体質の改善による企業価値向上に協力するなど、資本及び業務面において、協力的な提携関係を築いてまいりました。さらに、当社の連結子会社であり固定回線関連事業を手掛けている株式会社ハローコミュ

ニケーションズが、平成 21 年７月 31 日付にて 12,900 株の第三者割当増資を引き受け、固定回線サービスやインターネット接続サービスを中心とする取扱商材の拡大、取引条件向上による業績向上などに努め一定の成果を残しました。

平成 24 年５月頃からは、互いの企業価値のさらなる向上を実現するため、より緊密な資本関係の構築を実施するための協議を両者間で行ってまいりましたが、その具体的な実施措置について、考えられる種々の手段・方法のメリット・デメリット等を勘案し、検討を重ね、当社といたしましては、今般、公開買付けの方法を選択いたしました。

なお、資本関係強化策としては、第三者割当増資の実施も一つの方法ではございますが、公開買付けの方法は、第三者割当増資の方法に比して、当社以外の対象者の株主の皆様にとっていわゆる「希薄化」が生じないこと、当社以外の対象者の株主の皆様に対して平等に売却の機会が提供される等、対象者の少数株主の皆様にとって望ましい側面がございます。また、当社としては、変化が激しく進化・展開のスピードの速い情報通信関連の事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えているところ、これらの要請を満たすために適切な資本関係強化策は公開買付けの方法であると判断したことから、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至った次第です。

なお、対象者の平成 24 年７月 24 日付プレスリリース「第三者調査委員会報告書の受領に関するお知らせ」において、平成 24 年５月 31 日に対象者に設置された第三者調査委員会から、対象者及び対象者の連結子会社と一部取引先との間で不適切な取引及び会計処理が行われていた可能性について平成24年７月 24 日付で報告書が出され、一部の調査事項について過去の取引の内容を財務諸表に適正に反映するため決算修正がなされるべきであるとの指摘があった旨が開示されております。これを受けて、対象者は、平成 24 年７月 30 日付で、平成 22 年３月期、平成 23 年３月期及び平成 24 年３月期の有価証券報告書、四半期報告書及び内部統制報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の訂正報告書を提出しております。その後、対象者の平成 24 年 10 月４日付プレスリリース「特別コンプライアンス委員会調査報告書の受領に関するお知らせ」によれば、平成 24 年８月６日付で対象者に設置された特別コンプライアンス委員会から報告書（以下「特別コンプライアンス委員会報告書」といいます。）が出され、対象者の取締役につき、刑事責任の成立要件を認めるに足る具体的事実や、善管注意義務違反等を理由とする損害賠償責任を認めるに足る具体的事実は確認されなかったことから、民事上・刑事上の責任は認めがたいと判断された旨が開示されております。また、対象者によれば、上記の有価証券報告書等の過年度決算修正に対する課徴金納付命令の有無はまだ判明していないとのことです。

当社は、対象者において、上記のとおり、有価証券報告書等の過年度修正も行われ、特別コンプライアンス委員会報告書も提出されており、また、必要な開示書類の修正や、対象者内部における責任の明確化、コンプライアンス体制の構築など、必要な対策は既に完了していると認識しており、対象者との間での資本関係の緊密化を進めることは問題ないと判断しております。

事業的な側面から考えれば、特に変化が激しく進化・展開のスピードの速い情報通信関連の事業においては、事業展開の遅れが、当社グループ及び対象者グループ双方にとって大きな機会損失をもたらすのは必至であります。したがって、迅速に対象者との資本の強化が進められる方法で、かつ当社以外の対象者の株主の皆様に「希薄化」が生じず平等に売却の機会が提供される方法として、公開買付けを選択し、対象者との資本関係の強化を速やかに行ってまいりたいと考えております。

これにより、当社と対象者との間で事業・業務・経営面においても協力・連携体制の強化が図られ、相互の強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果を発揮することができると考えており、上場企業としての独立性を尊重・確保しつつ、緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えております。

②本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けの成立により、当社と対象者との資本関係の一層の強化が実現した場合には、当社グループは、当社グループと対象者グループの取引関係を強化し、共に全国規模のディストリビューターとして、取扱う商品・サービスの多様性や規模において優位性のある当社の強みと、OA 関連など比較的集中した分野の事業基盤において高い優位性のある対象者グループの強みの相互活用を積極的に推進してまいります。

(i)商流統合による競争力の強化

ビジネスホンの商流を統合し、当社グループと対象者グループとの間でビジネスホンの仕入関係を構築することにより、規模のメリットが生じ、取引条件の向上が期待でき、販売においても競争力の強化

が見込まれます。

(ⅱ)業務統合による効率化
複写機、ビジネスホン、LED 照明等の取扱商材に関する工事業務の統合を図ることで、より効率的な業務フローや人材配置を可能とするため、当社グループ及び対象者グループとの間で最大限の協力体制を展開してまいります。

(ⅲ)当社グループと対象者グループ間の取引条件の改善・適正化の強化・徹底
複写機やブロードバンド回線、プロバイダーサービス及びそれらに付随する商材について、当社グループ・対象者グループ間の手数料条件や仕入条件等の見直し・改善を図り、取扱商材のより一層の拡販・普及を実現してまいります。

(ⅳ)複写機販売事業における連携強化
合弁会社の設立や仕入統合等の方法も視野に、両社それぞれが築いてきた各メーカーとの取引関係を活用できるよう、複写機販売事業の仕入に関する連携・協力関係を強化してまいります。また、顧客へのアフターフォローにおいても、集中化によるメリットを考慮し、複写機メンテナンス業務の当社グループから対象者グループへの委託の実施・促進を検討します。

当社は、対象者との資本関係の強化を図ることで、事業・業務・経営面においても協力・連携体制の強化が図られ、当社と対象者それぞれの強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果を発揮することができると考えており、上場企業としての独立性を尊重・確保しつつ、上記項目を中心とした方針に基づき、両者の緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えております。また、人的側面においても、現時点では役員構成等の変更は予定しておりませんが、将来的には上記施策及び経営を推進するために必要と判断した場合は当社と対象者との間での役員派遣を含む人的交流・連携を進める等、適切かつ柔軟な対応を行ってまいる予定です。

（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置
対象者は、現在において当社の子会社ではありませんが、当社グループは対象者普通株式 30,800 株（所有割合 25.31%）を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の１株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

①当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」といいます。）から平成 25 年２月８日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。なお、当社はアメリカン・アプレーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式１株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

採用手段	対象者普通株式１株当たりの価値の算定結果
市場株価法	80,414 円　～　107,000 円
類似上場会社比較法	135,749 円　～　156,867 円
DCF法	77,653 円　～　183,242 円

市場株価法では、平成 25 年２月８日を基準日として、大証JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値（107,000 円）、過去１ヶ月間の終値の単純平均値（97,605 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平

均値の計算について同じ。））及び過去３ヶ月間の終値の単純平均値（80,414 円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を 80,414 円から 107,000 円と算定しております。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たりの株式価値を 135,749 円から 156,867 円までと算定しているとのことです。DCF法では、対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年３月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、１株当たりの株式価値を 77,563 円から 183,242 円と算定しております。なお、対象者がアメリカン・アプレーザル・ジャパンに提出したDCF法による分析に用いた平成 26 年３月期以降の対象者の業績見込は、大幅な増益を見込んでいる事業年度はないとの事です。

当社は、上記のアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社グループと対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者普通株式の市場株価の直近１ヶ月間の動向等を総合的に勘案し、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において最終的に本公開買付価格を 128,400 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格である１株当たり 128,400 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 25 年２月８日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値 107,000 円に対して 20%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じ。）、過去１ヶ月間（平成 25 年１月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値 97,605 円に対して 31.55%、過去３ヶ月間（平成 24 年 11 月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値 80,414 円に対して 59.68%、過去６ヶ月間（平成 24 年８月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値 61,840 円に対して 107.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータスに対象者の株式価値の算定を依頼し、プルータスから平成 25 年２月８日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

プルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、プルータスは、市場株価基準法、DCF 法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

採用手段	対象者普通株式１株当たりの価値の算定結果
市場株価基準法	61,840 円　～　107,000 円
DCF法	190,268 円　～　191,931 円
類似会社比較法	124,350 円　～　153,683 円

市場株価基準法では、算定基準日を平成 25 年２月８日として、大証 JASDAQ における対象者普通株式の基準日終値（107,000 円）、過去１ヶ月間（平成 25 年１月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値（97,605 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））、過去３ヶ月間

（平成 24 年 11 月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値（80,414 円）及び過去６ヶ月間（平成 25 年８月９日から平成 25 年２月８日まで）の終値の単純平均値（61,840 円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を 61,840 円から 107,000 円と算定しております。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年３月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲を 190,268 円から 191,931 円までと算定しております。

なお、対象者がプルータスに提出した DCF 法による分析に用いた対象者の平成 26 年３月期以降の業績見込において大幅な増益を見込んでいる事業年度はないとの事です。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たり株式価値を 124,350 円から 153,683 円までと算定しているとのことです。

③対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである早坂・早稲本法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、プルータスより取得した対象者の株式価値算定書、早坂・早稲本法律事務所から得た法的助言その他の関連資料等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者と当社の関係の強化によって得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社の有する社会的信用力と取引基盤を活用することで、対象者の信用力向上による金融機関との取引安定化といった効果を享受することも可能となるなど、対象者にとっての最善の選択であり、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役会にて賛同の意思を表明した６人全員は、当社との利害関係を有しておりません。さらに、対象者取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。もっとも、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するものであり、また、本公開買付価格は上記に記載の DCF 法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、対象者普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分に勘案する必要があること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証 JASDAQ において売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

⑤他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、26 営業日としています。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（４）上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本日現在、対象者普通株式を大証 JASDAQ に上場しております。本公開買付けにおいては、

15,600 株（所有割合にして 12.82%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、当社が所有する対象者普通株式の数は、最大で 33,500 株（所有割合にして 27.52%）（当社と株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる対象者普通株式の合計数は、最大で 46,400 株（所有割合にして 38.12%））にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

（５）本公開買付け後の株券等の取得予定

本日現在、対象者普通株式等の追加取得を行う予定はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要　（平成24年３月31日現在）

(1) 名称	株式会社エフティコミュニケーションズ	
(2) 所在地	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目 13 番6号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　平﨑　敏之	
(4) 事業内容	情報通信機器、OA 機器の販売 回線サービスの取次 FC 加盟店開発・運営 法人向けモバイルソリューション 情報通信機器の施工、保守、サポート インターネットサービス ベンチャー企業の支援・育成・投資 コールセンター運営 マーキングサプライ、環境事業	
(5) 資本金	1,164 百万円	
(6) 設立年月日	昭和 60 年８月１日	
(7) 大株主及び持株比率（注）	株式会社光通信　16.27% 畔柳 誠　13.13% 株式会社ハローコミュニケーションズ　11.73%	
(8) 上場会社と対象者との関係	資本関係	当社はエフティコミュニケーションズ株式 30,800 株（うち、間接保有分 12,900 株）を所有しております。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	当社及び当社の関係会社は、エフティコミュニケーションズと販売代理店契約を締結し、取扱商材に関して取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	当社は、エフティコミュニケーションズ議決権の 28.03%（うち 11.74%は間接保有分）を所有しており、持分法適用関連会社であります。

(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績および連結財政状態

決算期	平成 22 年３期	平成 23 年３期	平成 24 年３期
連結純資産	4,370 百万円	4,350 百万円	5,290 百万円
連結総資産	14,229 百万円	15,904 百万円	17,739 百万円
１株当たり連結純資産	31,999.48 円	32,905.13 円	39,621.35 円
連結売上高	37,748 百万円	41,659 百万円	44,263 百万円
連結営業利益	729 百万円	465 百万円	1,214 百万円
連結経常利益	761 百万円	505 百万円	1,384 百万円
連結当期純利益	389 百万円	261 百万円	892 百万円
１株当たり連結当期純利益	3,875.34 円	2,431.55 円	8,276.16 円
１株当たり配当金	1,500.00 円	1,500.00 円	1,500.00 円

（注）対象者が平成24年７月30日付で提出した第27期有価証券報告書に記載された大株主の状況を参考としております。

(2) 日程等

① 日程

取　締　役　会　決　議	平成25年２月12日（火曜日）
公開買付開始公告日	平成25年２月13日 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス　http://info.edinet-fsa.go.jp/
公開買付届出書提出日	平成25年２月13日（水曜日）

② 届出当初の買付け等の期間
平成25年２月13日（水曜日）から平成25年３月21日（水曜日）まで（26営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
該当事項はありません。

（３）買付け等の価格
普通株式　　１株につき金128,400円

（４）買付け等の価格の算定根拠等
① 算定の基礎
当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパンから平成25年２月８日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。
アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

(i)市場株価法
平成25年２月８日を基準日として、大証JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値（107,000円）、過去１ヶ月間の終値の単純平均値（97,605円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））及び過去３ヶ月間の終値の単純平均値（80,414円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を80,414円から107,000円と算定しております。
(ii)類似上場会社比較法
対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たりの株式価値を135,749円から156,867円までと算定しております。
（iii）DCF法
対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年３月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、１株当たりの株式価値を77,653円から183,242円と算定しております。

②算定の経緯
（算定の際に意見を聴取した第三者の名称）
当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパンから平成25年２月８日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております（その算定結果については、上記参照）。なお、当社は、アメリカン・アプレーザルから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（公開買付価格の決定）
当社は、上記のアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株

式価値の算定結果を参考にしつつ、当社グループと対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者普通株式の市場株価の直近１ヶ月間の動向等を総合的に勘案し、平成25年２月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付価格を128,400円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格である１株当たり128,400円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年２月８日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値107,000円に対して20%、過去１ヶ月間（平成25年１月９日から平成25年２月８日まで）の終値の単純平均値97,605円に対して31.55%、過去３ヶ月間（平成24年11月９日から平成25年２月８日まで）の終値の単純平均値80,414円に対して59.68%、過去６ヶ月間（平成24年８月９日から平成25年２月８日まで）の終値の単純平均値61,840円に対して107.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

③　算定機関との関係

当社の算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパンは、当社及び対象者の関係当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（５）　買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,600 株	－株	15,600 株

（注１）本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（15,600株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注３）公開買付期間の末日までに、対象者の全ての新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行される対象者普通株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

（６）　買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,900 個	（買付け等前における株券等所有割合 14.95%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	43,024 個	（買付け等前における株券等所有割合 35.92%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	15,600 個	（買付け等後における株券等所有割合 63.90%）
対象者の総株主等の議決権の数	111,038 個	平成 25 年 12 月 31 日現在

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数です。

（注２）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）が所有する株式は除きます。）に係る議決権の数を記載しております。

（注３）本公開買付けにおいては、当社の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが所有する対象者普通株式以外の各特別関係者の所有株券等（ただし、特別関係者である対象者が所有する自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は63.90%を下回ることとなります。

（注４）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年２月12日に提出した第28期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者普通株式の全て（ただし、当社の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び公開買付期間の末日までに全ての新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式を公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年２月12日付で提出した第28期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（112,985株）に、対象者が平成24年７月30日付で提出した第27期有価証券報告書に記載された平成24年３月31日現在の全ての新株予約権（平成24年４月１日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、2,917個とのことです。）及び第10回新株予約権を除きます。）の目的となる株式の数の合計数（7,876株）及び対象者が平成24年８月10日付で提出した第28期第１四半期報告書に記載された平成24年５月18日発行に係る対象者の第10回新株予約権（平成24年６月５日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、200個とのことです。）を除きます。）の目的である対象者普通株式の数（850株）を加算した数（121,711株）から、上記第28期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数（1,947株）を控除した株式数（119,764株）に係る議決権数（119,764個）を分母（「株券等所有割合」といいます。）として計算しております。

（注５）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（７） 買付代金　　2,003百万円

（８） 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者の名称及び本店の所在地

株式会社SBI証券　　東京都港区六本木１丁目６番１号

②決済の開始日

平成25年３月28日（木曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（９） その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（15,600株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１株(追加して１株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１株(あん

分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の端数の部分がある場合は当該1株未満の端数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和４０年政令321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第１項第１号イないしリ及びヲないしソ、第３号イないしチ及びヌ並びに同条第２項第３号ないし第６号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者の重要な子会社に同号イないしリに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の６第１項第１号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第１項に定める行為を行った場合には、府令第19条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後３時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120－104－214　携帯電話・PHSからは03-5562-7530）までご連絡頂き、解除手続を行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後３時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店及び各支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店に対し、公開買付期間の末日の午後３時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店）

⑥買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑦訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の８第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑧公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成25年２月13日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

株式会社SBI証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「１．買付け等の目的等」の「（２）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

４．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者グループが属する情報通信業界においては顧客の多様化・高度化するニーズに対応しうる柔軟性及び機動力を有する企業のみがその成長が見込めるという厳しい競争環境にあり、対象者グループも、ビジネスホン・OA機器等情報通信機器販売を主要ドメインとしつつも、LED照明等環境関連事業にも積極的に取り組み、事業領域を拡大する経営戦略を取ることにより、情報通信業界の中で「中小企業支援カンパニー」として顧客及び株主等ステークホルダーからの一定の評価を得ていたものの、上記の柔軟性及び機動力を保持していくには、新商材の開発や取扱商品の多様化に加え、事業ドメインの多様化も不可欠と認識しているとのことです。この点、当社は、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、対象者グループは、当社から新しいノウハウの提供や人事交流を通じて対象者グループの更なる成長機会を獲得することが期待でき、また、事業ドメインの多様化にも資すると考えているとのことです。このように、対象者グループを取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との関係強化は、「既存事業におけるマーケットシェアの拡大、ストック収益の積み上げを実施し、「あるべき姿」を早期に実現する」という、対象者が掲げる経営戦略とも合致するものであること、そして、これにより、対象者がこれまで以上に既存事業に専念し、対象者グループの掲げる中長期目標である「営業利益100億円」達成に集中できる環境を整えられることは、対象者のあらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、対象者と当社との関係強化を通じて対象者が当社とともに情報通信業界の更なるシェア拡大を目指していくことが、対象者にとって最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して対象者普通株式の価値の算定を依頼し、平成25年２月８日付でプルータスから株式価値算定書を取得しているとのことです（なお、対象者は、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。プルータスによる株式価値算定書においては、市場株価基準法、DCF法及び類似会社比較法の３つの方法により株式価値算定が行われており、対象者普通株式１株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ61,840円～107,000円、190,268円～191,931円、124,350円～153,683円とされているとのことです。

対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、プルータスより取得した対象者普通株式の株式価値算定書、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである早坂・早稲本法律事務所からの本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、

当社の代理店網を活用したビジネスホン、LED照明販売の拡大、当社との取引条件の良化、当社の有する社会的信用力と取引基盤を活用した対象者グループの信用力向上といった対象者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年２月12日開催の取締役会において、対象者の全取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、対象者取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。もっとも、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するものであり、また、本公開買付価格は上記に記載のDCF法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、対象者普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分に勘案する必要があること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は平成 25 年２月 12 日に以下の内容の第 28 期第３四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく第 28 期第３四半期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の２の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。

①損益の状況　（単位：百万円）

	平成 25 年３月期（第 28 期） 第３四半期連結累計期間
売上高	33,657
営業利益	2,435
経常利益	2,512
四半期純利益	1,296

②平成 25 年３月期（第 28 期）通期業績予想　（単位：百万円）

	平成 25 年３月期（第 28 期）
売上高	45,000
営業利益	2,700
経常利益	2,700
当期純利益	1,440

以上

（参考）当社当期連結業績予想及び前期連結実績

（当期連結業績予想は平成 24 年 11 月 13 日公表）　（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益

当期連結業績予想（平成25年３月期）	510,000	24,000	23,000	13,000
前期連結実績（平成24年３月期）	499,305	18,371	17,627	7,828